

9月6日の本会議で付託された案件（条例10件、補正予算6件、その他8件、請願2件）を4つの常任委員会で審査しました。委員会審査における主な質疑とその答弁等について紹介します。

総務政策常任委員会

議第106号

問 環境美化業務嘱託員と、従来の環境美化委員との違いは。

答 これまで、環境美化委員については、緊急雇用創出事業において6人の非常勤職員を雇用し、天草市管内3つのブロックで、自然環境を損なう軽微なごみ回収、不法投棄防止のパトロールなどを行ってきたが、効果が非常に大きいことから、新たに環境美化業務嘱託員として設け、業務に当たっていく。

議第107号

問 早期退職者の手当に關する割り増し内容は。

答 割り増し基準は国の基準に合わせて、50歳退職時で、約185万円の割り増しを見込んでいるが、

定員適正化計画のため勧奨退職を推進する中、早期退職を推進することで、採用増による年齢構成の適正化が見込まれる。

議第125号

問 交通安全対策費における、防犯灯整備事業の内容は。

答 平成25年度から受益者負担として、地区で整備を行い市が補助することになっているが、平成25年3月末までの申請に当たっては、市で整備する。今回は3月末までに申請のあつた場所へ126基の整備を行う。

問 天草市庁舎建設事業はどのような状況か。

答 建設地は、現在の庁舎東側駐車場で決定している。駐車場においては、建設工事中の来庁者用駐車場の確保や、完成後の公用車用駐車場の不足に対応する必要があるため、検討を重ねた結果、今回用地購入計画を行う。

議第108号

【継続審査】
問 天草市自治基本条例の制定については、「市民への周知、聞き取りが不十分である」。「大多数の意見を得る必要

議第125号

問 市道維持補修事業の「ゾーン30」とはどのようなものか。

答 安全対策の一つとして、警察と市が連携して行う事業で、本渡南小付近の通りを制限速度30kmとし、路側を緑色に色分けして歩行者の安全を確保する事業である。



白線で囲まれた区域がゾーン30に指定されます

問 世界遺産推進費の内容は。

答 世界遺産登録に向けて、国・県から指摘を受けている。崎津地区観光施設等整備基本設計業務委託や世界遺産啓発パネル等作成業務委託やコアゾーン内の廃屋の解体を行う。

がある」。「市民と行政の協働指針はどこまで周知徹底できたのか」など多くの意見があり、継続審査とした。

市民生活常任委員会

議第125号

問 汚泥再生処理センター整備事業について説明を求めます。

答 同整備事業は昨年度より調査・測量等を進めてきた。今回は用地取得の範囲が決定したので、予算補正を行った。地元に対しては、本年5月より説明会を行い土地・立木補償等の用地取得について速やかに進めていく計画である。

議第127号

問 新庁舎建設に伴う下水道管の切り替えについて、なぜ、当初予算で想定できなかったのか。

答 当初予算編成時点では基本計画が成案化されていない状態であったが、本年5月に、庁舎建設に關する特別委員会の了承を得て、成案化されたことに伴い、建設予定地が現在の場所に決定したと判断し、今回予算計上した。

教育厚生常任委員会

議第111号

問 ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要領（18歳まで1割負担）の改正内容は。

答 今回はひとり親家庭の定義に「父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による命令を受けた児童」が追加された。

議第125号

問 社会福祉費における地域医療情報ネットワーク推進補助金の概要は。

答 熊本県の地域医療再生計画における「地域医療情報ネットワークシステム」の整備を図るため地域医療センターと牛深市民病院及び河浦病院を天草市光回線を使用して接続することに伴い、現在民間の光回線を使用して接続してある上天草総合病院等の設定変更費用及びセキュリティ強化のための機材購入補助金である。

問 御所浦診療所への導入について。

答 御所浦診療所においては、遠隔画像診断システムの導入の予定はないが、地域医療連携システム

建設経済常任委員会

議第114号

問 天草宝島国際交流会館ポルトに指定管理制度を導入する訳は。

答 民間手法の導入で利用率向上を図り、管理経費の節減を見込んでいる。

問 指定管理者は公募するのか、それとも非公募にするのか。

答 原則としては公募となつているが、非公募についても検討する。

の導入により、患者、医師の時間的負担を軽減でき、診療時間の短縮にもつながる。

問 保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の概要は。

答 熊本県安心子ども基金特別対策事業を活用して、保育士の処遇改善及び人材確保対策を推進するために平成25年度に新設された事業で、民間施設給与改善費を基礎に私立保育所に交付する。

附帯決議

総務政策委員会に付託された「議第125号」の所管の庁舎建設費及び市民生活委員会に付託された「議第127号」に關しては、事業展開に不明な点が多いことなどの理由から、今後の本庁舎建設に当たっては、市民はもとより、庁舎建設に関する特別委員会及び議会に十分な説明を行ったうえで事業を推進されるように強く求め、附帯決議を付すことに決定した。

※附帯決議とは、法的な拘束力はないが、議会側の要望や意見などを表明する決議。

